

戦後国際経済の本質的動向について

関 恵 司

はじめに

The Age of Discontinuity の著者ドラッカーは、現代の情報化社会における急激な変化を現象としてとらえ、明日をつくるため、今日を基礎として、いかに取り組むべきかを追求している。今日というものの意義は、過去の蓄積であると同時に未来をはらんでいるという点にある。そういう意味で過去を正しく評価し、未来への道を探求したい。そのための一つのよすがとして標記論題についての考察を試みた。第二次大戦直後の時代を選んだのは、この時代の流れが、今後の世界経済の動向に最も大きく影響を与えるものと思うからである。

(1) 第二次大戦の終了と民族問題

第一次世界大戦の終了後は、これまでに7つの海を支配し、世界最大の植民地を領有して、軍事的にもまた経済的にも世界最高を誇ったところの、さしものイギリスの勢力が後退し、これに代ってアメリカが進出して、優に世界をリードし得る国力を充実した。しかし、その後、日本、ソ連、イタリア、ナチスドイツと次々に強国が出現して、世界はいわば群雄割拠の時代となり、それぞれの強国を中心として勢力範囲が形成され、ブロック化されて、世界経済もいわゆるブロック経済への道を進めるに至った。すなわち、ドイツ、イタリアを中心とする西ヨーロッパ圏、ソ連中心の共産圏、日本中心のいわゆる大東亜共栄圏、イギリス中心の英連邦圏、それに合衆国中心のアメリカ圏が代表的な勢力範囲であった。

そして、これらの諸勢力の対立抗争、あるいは連合提携による複雑な事態が、やがて第二次世界大戦を導くに至ったのであるが、さて第二次大戦が結末を告げて、ふたを開けてみると、世界の勢力関係はこれまでの群雄割拠時代から二大陣営対立の時代への様相を濃化するに至っていた。すな

わち、アメリカを中軸とする自由主義陣営と、ソ連を盟主とする共産主義陣営との対立である。自由主義陣営ではこの対立を自由世界と共産世界との対立といい、共産主義陣営では資本主義と社会主義の対立として意義づけた。もとよりこの対立の圏外におかれた国々、いわゆる中立国も数多く存在してはいたが、実力的に問題とならないから、第三の勢力圏を形成するに足る国はなかった。

この第二次大戦の結果、アメリカの地位はさらに著しく強大化したが、逆にイギリスの権威が益々失墜することとなった。いわゆる大東亜戦争がアジアに植民地を支配していた西ヨーロッパ諸国、特にイギリスに与えた打撃は大きい。インド、ビルマ、パキスタン、インドネシア等々の諸国が次々と独立した。大東亜戦争の前段階において、アジアの諸地域から日本軍が白人勢力を駆逐したことは、これまでに白人に対する劣等感をいだいていたアジアの諸民族に対して大きな自信と勇気を与えたことは事実である。これが、戦後における彼等の民族独立運動に対して大きな活力となった。日本が敗退したとはいえ、大東亜戦争はこの意味において大東亜共栄圏への道を開く役割を演じた一駒であったといわなければならない。

もっとも、民族独立運動は、第二次大戦後における特徴的、世界的な風潮であった。いやしくもこの地上に人間としての生をうけたからには、人種、民族、宗教、職業、地位、所得等々の如何にかかわらず、あるいは生活様式、能力、年齢、性別などの相異を問わず、等しく同じ価値の人格者として遇せられ、その生を全うすべきであることは当然である。これが基本的人権の根源でもあり、民主主義精神の基調でもある。各人の職業や所得などによって人間的価値までもを峻別し、さらには敵対的な対立関係にまで押し進めてしまうような階級主義の思想は明らかに基本的人権を否定するところの反民主主義的な考え方である。

と同時に、特定民族または人種の優越感のもとに、他民族、他人種を劣等視するような偏狭な民族主義もこれまた基本的人権を無視し、民主主義に反するものである。われわれはもとより、民族の尊厳を高く評価するものであるが、そのことは個々の人権がそれぞれ平等に尊重されるのと同じように、個々の民族の基本的民族権もそれぞれ平等に尊重されるという意味に理解するべきであり、また民族自決主義もこのような国際的民主主義の理念に立脚するべきである。

第二次大戦後、世界の各地に民族自決の運動が次々と展開され、多数の独立国家が誕生したことは、まことに喜ばしい現象ではあるが、しかしなお個々人と各民族との自由を抑圧しているところの階級主義勢力が依然として強大な運動を続けている。

このようにして、自由、共産両陣営の対立抗争が終戦以来、次第に深刻の度を加え、あるいは冷たい戦争とか、あるいは平和共存とかいわれながら、虚々実々の政略、政策を繰り返えしながら、世界人類にとっては極めて重大な歴史的運命を展開しているのである。20世紀後半期における人類の使命は、人間の尊厳を確立することであり、それを否定する偏狭な民族主義や階級思想、あるいは宗教運動をこの地上から清掃することであった。

(2) ブレトンウッズ協定

第二次大戦中も国内の産業になんらの損傷を受けず、しかも生産力を著しく拡大した唯一の国はアメリカである。したがって、大戦後、荒廃した各国の経済を復興して国際経済秩序を再建するための主役を演じたのもアメリカであり、またそれはアメリカに課せられた義務でもあった。こうなることを予想してアメリカはすでに終戦の前年4419年7月に、同国ニューハンプシャー州のブレトン・ウッズで連合諸国と会議を開いて、戦後国際経済の再組織についての措置を講じ、国際間の金融および貿易に関する方針を協定した。これが有名なブレトンウッズ協定 **Bretton woods Agreement** である。その目標は、国際間の多角的な無差別貿易と通貨の自由交換を実現することにより、各国の雇用水準と実質所得を引き上げようとするのであり、翌年その理想のもとに国際通

1947年3月世界銀行との二つの国際機構が誕生し、貨基金と世からその業務を開始した。

国際通貨基金(**International Monetary Fund** 略して **IMF**)はその趣旨に基づき、国際通貨問題に重点をおき、為替の安定をはかり、多角的決済の方式を実現して貿易障害を排除し、さらに国際間の自由貿易の拡大を目的として1946年3月に創立され、最初は各国の通貨88億ドルの基金で発足したが、加盟国は出資割当額の25%を金またはドルで支払い、残りを自国の通貨で支払うことになっている。わが国は1952年8月に加盟した。

加盟国で国際収支が不均衡になり、その調整を行なうために資金を必要とする場合、短期的に融資を受けることができ、また一定限度内で加盟国の通貨との交換で基金保有のドルを引き渡すこともできる。また **IMF** は加盟国の為替相場の基礎となる自国通貨の価値(為替平価)を固定させるため、これを登録させ、一担これを決めた以上、その変更の際には事前に相談することとなっている。これがいわゆる固定為替相場制である。なお加盟国において平価の変更は20%を越えてはならないこととなっていた。

いわゆる世界銀行 **World Bank**、本来は国際復興開発銀行 **International Bank for Reconstruction and Development**、略して **IBRD** は、国際通貨基金の諸施策と併行して、後進国の経済開発と加盟国の国土開発を中心に長期的に国際投資を行なうことを主要目的として設立されたものである。世界銀行の授權資本は総額210億ドル(設立当初は100億ドル、1944年7月1日現在の米ドルの品位、重量—純金1オンスにつき35ドル)であって、株式の取得は加盟国に限られている。加盟国は107(1969年)、共産圏ではユーゴスラビア一国である。加盟国の公的な計画についてはもちろんのこと、民間事業に対しても、長期の投資、融資あるいは貸付を行なうことができる。

世銀借款は発足当初の頃ではヨーロッパ諸国の経済復興援助に重点がおかれたが、やがてヨーロッパの立直りと共に、その後は低開発諸国に対する開発援助が大部分を占めるようになった。しかし、世銀の融資条件が償還期間、利子率、融資対象等々の点でかなり厳しいので、低開発国の能力では受け入れ難い点もあり、そこでもっと簡単に低開発国に対する開発資金を供給する目的をも

って、1956年に国際金融公社（International Finance Corporation）および1960年に国際開発協会（International Development Association）の二機関が追加設立されて、IMF機構の傘下に加わることになった。もっとも、国際金融公社は主として民間資金を吸収して、これを低開発国の民間企業に供給することを目的にしており、その点において政府を相手として開発資金の供給を行なう他の機関と性質を異にしている。

（3）貿易憲章とガット

戦後の新しい国際機関としては、さらに貿易憲章とガットが指摘されよう。国際貿易機構憲章 Charter for the International Trade Organization（略してI.T.O）は国際連合憲章第55条に示された、「世界各国民の一層高き生活水準、完全雇用、ならびに経済的社会的進歩および発展の諸条件の達成を実現するため、貿易障害の緩和または除去を通じて諸国が協力して自由貿易を拡大することを主目的とする。」ものである。この趣旨に基づいて1948年に、キューバの首都ハバナで開催された国際連合経済社会理事会招集の貿易雇用会議に参加した50数か国によって、国際貿易機構憲章（ハバナ憲章）が採択され、調印された。このようにして国際貿易機構が設置される筈であったが、憲章に調印した53か国のうち批准したのがリベリア、オーストリアの2か国だけであり、アメリカ合衆国はじめ他の諸国が批准しなかったので正式発効に至らず不成立におわってしまったのである。

次にガットGATTすなわち関税および貿易に関する一般協定 General Agreement on Tariffs and Trade について述べてみる。国際貿易機構は前述のようないきさつで実現しなかったが、その理念は「関税および貿易に関する一般協定」すなわちガットによって受けつがれている。これは主として関税を中心とする貿易障害をできる限り軽減するための協定事項として1948年1月1日から実施されたものである。もともと暫定的に貿易の自由化をはかる機関として設立されたものであり、国際貿易機構が発足すれば、当然それに包含されて発展的に解消される性格のものであったから、「協定」の範囲も国際貿易機構が国際貿易の全般にわたるのに対して、これは主として関税に

ついでの規定を中心とした小範囲のものであり、国際貿易機構が発効しなかったので、貿易自由化のための恒久的機構となったものである。加盟国は1963年に44か国で、日本は1955年に正式加盟国となった。

ここでわが国で問題となったIMF 8条国とGATT 11条国とについて触れておこう。まずIMFの規定の中に次のような点がある。すなわち、加盟国の経常取引、つまり貿易取引をはじめ、運輸、保険や個人の送金のような貿易外取引などが円滑に行われるようにするため、各国による為替の制限を出来る限り廃止し、これを加盟国に義務づけるということである。これがIMF協定の第8条である。ただし、国際収支が根本的に不安定な状態におかれている国に対しては経常取引の勘定支払いに制限を設けることを一時的に認め、8条の義務から一時的に解除することもできる。これがIMF第14条である。

IMFが貨幣の面から為替の自由化を目的としているのに対して、GATTの方は商品の面から貿易の自由化を目指したものである。すなわち、GATT第11条はお互いに貿易上の平等な待遇を約束し、輸入の制限を行わず、また相手国により関税率を高くしたり低くしたりして差別してはならないことが規定されている。しかし、戦後の経済復興が不十分であり、国際収支の不安定な国に対しては、これまた一時的な措置として貿易上の制限を行うことを認めており、これがGATT第12条である。ちなみに第35条によると、GATTに新加盟国のあった場合、既加盟国と新加盟国との間においていづれかが、ガット関係を結ぶことに同意しない場合、その両者間においてガット協定を適用しなくともよいこととなっている。すなわち関税や輸入制限などによって相手国を厳しく差別待遇することができるわけである。

そこでガットの目的に沿って各加盟国が関税率の譲歩認許することを関税譲許（減免）といい、また国定の関税率を引き下げたり、将来関税率を引き上げないと約束することなどによって譲許した関税率を一覧にしたものを関税譲許表という。

1961年11月、故ケネディ合衆国大統領の提唱によって1964年5月からガットを舞台にして関税一括引き下げ交渉（ケネディ・ラウンド）が行われ、難航を重ねたあと1967年5月に妥結したが、

その本交渉で日本のほかアメリカ、EEC諸国、イギリスなどの諸国が関税譲許した。わが国は税目数で2,147品目について関税引き下げ、または無税据え置きの特許をした。

ケネディ・ラウンドの規模は先進11か国の1964年の貿易量約600億ドルのうち、関税引き下げ対象品目が260億ドルとほぼ40%に相当し、引き下げ幅も30%強となっていた。また関税引き下げのほか、ダンピング防止税に関する協定と国際穀物協定が同時に結ばれている。

(4) 西ヨーロッパ諸国の協力体制

第二次大戦の終結後、いわゆる二つの世界の対立が深刻となり、西ヨーロッパの自由主義諸国はいわゆるマーシャル・プラン Marshall Planのもとに東ヨーロッパ諸国に対抗して、1947年7月に欧州経済協力委員会 Committee of European Economic Co-operation, CEEC を設けたが、これはやがて拡大されて OECD になった。すなわち1961年9月に経済協力開発機構 Organization for Economic Co-operation and Development の発足となった。ヨーロッパに限定せず、先進工業国間の経済協力と低開発地域に対する援助などが重要な使命となったのである。

大戦前までは先進諸国が互に競争して後進諸国を政治的、あるいは経済的に植民地化し、貿易の面では先進国の加工度の高い二次産品を輸出し、後進国から素朴な加工度の一次産品を輸入するという縦の国際分業が原則として行われていた。このような産業構造上の関係から行われる分業、つまり垂直的分業が行われていたのである。

ところが、大戦後、先進諸国において目覚ましい経済の繁栄と共に消費生活も複雑高度化したので、先進諸国の有無相通ずる貿易が発展した。すなわち横の関係での貿易で水平的分業といわれるものである。むしろ水平的分業の方が垂直的分業よりも貿易面で大きく上廻るようになったので、低開発地域の経済が益々不利な条件に追い込まれるようになった。そこで戦後の大きな課題としての低開発地域に対する援助の問題が更に大きく浮かび上がったのは当然であったといえよう。

(5) EECとコメコン

西ヨーロッパにおいては、この水平的分業が更

に躍進して新しい結合関係が生まれた。その一つがEECであり、他の一つがEFTAである。前者は欧州共同市場 European Economic Community (European Common Market ともいわれる) といわれ、西ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグの6か国により1958年1月に成立したもので、その最初の目的は経済的国境を取り払い(関税の廃止、貿易の自由化、資本と労働の移動および企業設立の自由、共通の経済政策等)、1970年を目標として経済的一国を目指したものである。後者は欧州自由貿易連合 European Free Trade (EFTA) といわれ、イギリス、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、スイス、オーストリア、ポルトガルの7か国により1960年5月にいわばEECに対抗して発足したものであるが、EECのような強い結合ではなく、主として7か国間の自由貿易の実現を目指したものである。

ちなみにヨーロッパ経済のブロック化問題、あるいはヨーロッパがブロック化すべきであるという考え方は、実は古くからの伝統的な考え方なのである。既に17世紀の前半の頃からこの問題が提唱されており、多くの学者や政治家によってヨーロッパがキリスト教精神を支柱として単一の国家を形成すべきであると論議されていたものである。同じキリスト教徒であるヨーロッパ人が多数の国に分裂して、それぞれに関税障壁をめぐらして対抗し、さらには戦争を頻発して軍備の負担にあえぐなどの事態を体験して、何とかこれを抜本的に解決すべきであると考えられたのである。EECの結成については共産圏の脅威に対決するという切迫した現実問題もあり、また人口の少ないこれらの国が団結すれば、大量生産と大量需要も可能となる。しかし遠因としては伝統的な上記の思想が根底に横たわっていたことも考えなければならない。

次に共産主義陣営においては、自由主義世界に対抗してソ連の提唱により1949年1月に東欧経済相互援助会議 Council for Mutual Economic Assistance、通称コメコン COMCON (ソ連ではSEVと略称)の成立をみるに至った。最初はソ連、ポーランド、チェコスロバキア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリアの6か国であったが、やがてアルバニアと東ドイツが加盟し、また

中共、モンゴル、北鮮、北ベトナムの4か国がオブザーバーを派遣することとなった。しかし、1970年ではソ連、チェコ、東ドイツ、ポーランド、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、それにモンゴルが加盟し、アルバニアは活動に参加していない。EECとちがって、ソ連やチェコのような工業先進国から、ブルガリア、ルーマニアのような農業後進国までを含んでいるので、国際分業のあらわれ方もちがう。その理由は、構成国の経済発展の段階もちがうし、経済体制も異なるからである。

EECの中心はフランスと西ドイツであるが、フランスは農業就業人口が18%もあり、EEC域内の関税廃止や穀物統一価格の採用で農産物の輸出を増加する利点がある。これに対して西ドイツは工業品の輸出を増加することができる。このためにフランスでは安いドイツ製品が流れ込み、国内工業を苦しくし、ドイツには安いフランスの農産物が流れ込んで農民に脅威を与えることになる。

ところが農業は、工業とちがって、かんたんに労働生産性をあげたり、転業したりすることができない。そこで農業には手厚い保護が加えられるのは、どここの国でも一般に行われたところである。EECの内部でも幾たびか農産物貿易をめぐる各国間の対立が起こり、フランスがEECの活動をボイコットし、危機を招いたこともあった。しかしそのような難関を経て次第に統合の方向に進んでいったのである。

西側自由主義諸国の国際分業が自由競争を通ずる自然発生的分業であるのに対し、コメコンの方は社会主義的、中央集権的計画経済に基づく国際分業である。しかもソ連中心の分業体制が強力に押しつけられた。

はじめ、コメコン諸国間の関係は貿易を通じ、各国における過剰なものの不足するもの、効率の高いもの低いもの等について有無相通ずる形の普通の輸出入による分業が行われていたが、やがて生産面の分業と投資の分業が重視されてきた。

国別に農業と工業の分業とか、軽工業と重工業との分業にするようなわけ方は、民族的対立もでてくるし、経済が後進国のまま残される不安もあるから、事実上、不可能であるが、コメコンの分業は同一部門、たとえば機械製作部門の中で同じ

型の種類のもの、たとえば1トン積みのトラックはA国、2トン積みトラックはB国というようなわけ方が多い。このほかに各種部品の国別分業生産もある。諸部門のうちでも機械工業が中心になっている。

ところがここに問題がある。たとえば石油、コークス炭、天然ガス、鉄鉱石などはソ連だけにしか大量の埋蔵はない。ソ連はコメコンの分業を強め、この点を利用して2国間協定により有利な貿易を圏内諸国に強制してきた。

またポーランドの石炭を1トン1ドルで買い上げるというように、一方的にソ連中心の分業体制を強引に押しつけてきた。しかし、この結果、チェコのような先進工業国では、域内経済への奉仕で搾取されるばかり、という不満が生まれ、ルーマニアのような後進国では、いつまでも原料や食料の供給国の地位から脱け出せない、という不平も生じた。

コメコン諸国が最も恐れている点は、各国の主権が侵害されることと協力関係が逸脱して超国家機関の形成される点である。超国家機関というのは、ソ連におけるゴスプランのように、共産圏全体に対する計画委員会をつくって、そこで決定した計画が、全コメコン諸国に強制力を持つという考え方で、当時のフルシヨフソ連首相が1962年に発表して、1963年にルーマニアの反対にあい、その後あいまいのままになっていたものである。しかしソ連側の考えとしてはコメコン内の協力を進めていく場合には、常に超国家機関型の最終段階に行くことを念頭において進めていかなければならないとする傾向が強く、EECの経済的一国、さらには政治的一国の見解に通ずるものがある。

しかし、ソ連は公式に圏内の単一計画体制を作成する旨を表明したことはない。たとえば1958年の秋、ワルシャワでのポーランド共産党大会の際、当時のゴムルカ第一書記もブレジネフ書記長もコメコンの協力を一層深める必要があると言明したが、単一計画の問題にはふれなかった。

(6) コメコン銀行と振替ルーブル

次にコメコン諸国の協力関係に対して常に大きな障害となっているものにコメコン銀行といわゆる振替ルーブルとの問題がある。コメコン銀行は

モスクワに本部を置き、そこでソ連の貨幣単位をなすルーブルを換算の基準として各国間の決済が行われる。

そもそもソ連のルーブルほど世界の主要国通貨の中で奇妙な存在はない。1ルーブルがほぼ1グラムの純金とのリンクを規定されながらも、金やドルなどの硬貨との交換性はゼロである。しかもモスクワなどソ連の主要都市ではこのルーブルの通用しない場所がある。ホテルの外人観光客用の「ドル・ショップ」や外人居住者用の食料品、衣料品などの「ドル・ショップ」では、円を含めた硬貨もしくはこれに裏づけされた外国貿易銀行発行の「金券」しか通用しない。この「金券」は額面こそルーブルで表示されているが、一般のルーブル紙幣とは異なり、ルーブル紙幣では入手しえない輸入品を割安で購入し得る。このほかソ連国民が海外旅行を行う際に外貨の裏づけを持ち、飛行機中だけ使えるルーブル券、逆に帰国して余った外貨の裏づけで交付される数種の「ルーブル証券」など、ルーブルの名のもとにさまざまな通貨があげられる。

振替ルーブルといわれるものは表面、国内ルーブルと等価の金含有量を持つものとされ、1964年開設されたコメコン銀行においてコメコン諸国の決済に当てられる国際通貨となっている。ところが、金や硬貨との交換性はなく、国内ルーブルとも関係はない。東欧諸国とは為替レートを通じて名目的に結びつくだけの帳簿上の計算単位であるにすぎない。

振替ルーブルは名目的にはコメコン内の貿易拡大のための多角決済を容易にする目的のもとに設定されたことになっているが、実質は決済でなく、関係国の帳簿尻をコメコン銀行でルーブルに換算して振り替えるだけの機能しかなく、しかも振替ルーブルでの黒字は西側諸国との貿易決済には使用できないのみならず、圏内第三国との決済にも困難の状態となっている。

そこで圏内諸国において振替ルーブルに対する大きな不満が生じたので1966年にコメコン銀行内に3,000万ルーブル相当の金と硬貨のプールを設け、短期の貸し付けなど加盟国に外貨調達の道を開いた。しかし、振替ルーブルに対する交換性付与の問題はなお未解決のままとなっていた。交換性については1963年の「多角決済とコメコ

ン銀行に関する協定」の中で検討が約されているが、ソ連が思いきってルーブルの公定為替レートを切り下げない限り実現の可能性はない。しかも多角的決済は名ばかりで、現実には二国間の協定貿易であり、これも大変な難関である。ともかく振替ルーブルに交換性を与えるにせよ、新しい国際通貨を作るにせよ、第一の問題は各国の為替ルートを実勢に見合う適正水準にまで修正しなければならない。

東欧諸国の通貨はそれぞれルーブルにリンクされ、公定レートを設定しているが、公定レートとの開きはかなり大きく、例えば1969年末チェコは120%、ポーランドで500%とみられる。

ソ連は国営貿易の体制をとり、国内ルーブル紙幣と振替ルーブルとが切り離されてはいるとしても、東欧諸国が要望するような振替ルーブルの平価調整だけですむかどうか疑問が残る。

国内ルーブルは1960年に10分の1のデノミネーションと、125%対外平価切り上げが行われたが、ルーブルの購買力はその後も低下する一方で、この問題はコメコンの平価調整、ルーブルの再切下げを中心に更に長びくものと考えられる。

なお、コメコン諸国間の経済的緊密化を促進するために1969年のコメコン首脳会議において国際投資銀行を設立する申し合わせが行われ、翌1970年に入ると、2月に開かれたコメコン執行委員会（コメコンの常設最高機関）において採択されたコミュニケによると、コメコン諸国の経済技術情報の交換を中心とする経済協力の強化と共に、通貨金融問題の検討を続けていることが明らかにされている。このようにして、長年の課題であった振替ルーブル問題の改善に関する糸口が見出されていったのである。

おわりに

論題が大きすぎたためか未だ論じたりない点が多いことを痛感する。「各国経済の発展と産業構造の変化」に関する点、また「国際流動性の問題」、さらに当時の「日本経済と世界とのかかわり」等について考察をすすめるべきではない。続報として報告させていただきたいと考えていることをおことわりしたうえで、ご教示をいただければ幸いです。

参考文献

- | | | | | | |
|---------|------------|---------|--------|--------------|----------|
| 矢野恒太記念会 | 世界国勢図会 | 国勢社 | 玉井虎雄編 | 国際市場論 | 農山漁村文化協会 |
| 経企庁調査局 | 資料・経済白書25年 | 日本経済新聞社 | 国際経済学会 | 国際経済組織の理念と現実 | 世界経済研究会 |
| 大野吉輝訳 | 経済体制論 | 東洋経済新報社 | | | |
| 北田芳治編 | 貿易摩擦と経済政策 | 大月書店 | | | |